

**改正**

平成17年2月3日規則第1号

平成17年3月3日規則第3号

平成20年12月22日規則第11号

令和3年9月30日規則第10号

令和8年6月15日規則第10号

太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第7号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請)

**第2条** 条例第2条の規定による指定の申請は、指定管理者指定申請書により行う。

2 前項の規定による申請書は、次に掲げる書類等を添付するものとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 法人以外にあつては、代表者の住民票抄本
- (4) 事業計画書（前年度事業報告書を含む。）
- (5) 収支計算書（前年度決算書を含む。）
- (6) その他町長が指定した書類

(指定の承認)

**第3条** 条例第3条の規定による指定は、所定の手続を経た後において指定管理者指定通知書により行うものとする。

(変更事項の届出)

**第4条** 第2条第2項の規定により提出した書類に変更を生じたときは、速やかに変更事項を記載した書類を提出しなければならない。

(事業報告書の提出等)

**第5条** 条例第5条の規定による報告書は、2部（正本1通、副本1通）とする。

2 条例第5条第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定管理施設に係る附帯事業の概要
- (2) 指定管理施設の施設の現況（損傷等を含む。）
- (3) その他町長が指定した書類  
(指定の取消し等)

**第6条** 条例第8条の規定による指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書又は指定管理者業務（全部・一部）停止命令書によるものとする。

(事故報告)

**第7条** 指定管理者は、その管理する公の施設に関し、又は当該施設の利用者に係る事故が発生したときは、直ちに必要な措置をするとともに、その概要を町長に報告しなければならない。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成17年2月3日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年3月3日規則第3号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

#### 附 則（平成20年12月22日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和3年9月30日規則第10号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

#### 附 則（令和8年6月15日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。